

令和7年度廿日市市公共交通協議会（第2回）

日 時：令和7年9月26日（金）10時00分～10時45分

場 所：廿日市市民ホール（ゆめタウン廿日市2階）

委員総数：27名

出席委員数：24名（廿日市市公共交通協議会規約第8条第2項の規定による定足数を充足）

傍聴者数：0名

1 開会

2 審議

(1)議案第1号：廿日市さくらバス阿品台ルート及び宮内ルートの運行事業者の変更について
《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：人員面の課題により運用が難しく、事業者を変更することになったのか。

事 務 局：令和6年11月中旬に、阿品台ルート及び宮内ルートの現在の運行事業者から本市へ路線撤退の申し出があった。主な要因は労務管理であり、運転手の新規採用が厳しく、突発的な欠員に代替運転手を確保できない状況であるためと伺っている。

審議結果：提案のとおり承認

(2)議案第2号：令和7年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
について

《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：質疑・意見無し。

審議結果：提案のとおり承認

3 報告

(1)報告第1号：吉和さくらバスにおける貨客混載事業の実証運行について
《質疑応答・意見》

会 長：質疑・意見等はないか。

委 員：3つお聞きする。①現時点で利用申込はあるのか。②荷物の大きさの上限はどのくらいか。③貨物の輸送の方が多くなってきた場合、乗客はどうなるのか。

事 務 局：①について、吉和地域で惣菜等を販売する事業者から佐伯地域の商品の配送希望があり、利用申請書はいただいているところである。

②について、縦48cm×横50cm×高さ60cm、1座席あたり80kg以内としている。

③について、基本的には人員輸送を優先し、利用が多い場合は運行事業者との調整になる。あくまでもこの事業は、空席を活用するものである。このため、例えば、吉和地域のめがひらスキー場の営業期間中の土日・祝日は、スキー客で車内が多客となるため、本事業の受付は行わないこととしている。

委 員：貨客混載による空席を活用した利便性向上を図る実証実験を実施していただきありがたいと思う。令和8年度の本格運行を目指すということだが、本格運行時の制度面の改善について、想定していることはあるか。

事務局：今回の実証運行では、荷物の積載が利用者へ与える影響を検証したい。現時点では2座席と設定しているが、実証運行の結果を踏まえ、変更する場合等を想定している。

委員：1週間前までの予約締め切りは早すぎるのではないか。柔軟に対応して頂きたい。

事務局：運行事業者との調整もあり、現在の利用フローとしている。1週間前に予約を締め切るわけではなく、利用したい日の1週間前には利用者から市へ利用申請書を提出していただき、市から利用許可を受けるというものである。その後、許可を受けた方が運行事業者へ配送依頼を行う手順となっている。実証実験期間中に、ご指摘いただいた予約締め切り期間や期日等の調整を検討してまいりたい。

会長：その他、質疑・意見等はないか。

委員：意見なし。

会長：ご意見ないので報告第1号の内容は以上とする。

(2)報告第2号：宮島島内地域交通の利用実態調査の進捗状況について

《質疑応答・意見》

会長：質疑・意見等はないか。

委員：全国的にも観光客のオーバーツーリズムで地元住民が公共交通を利用しにくい状況が発生している。イタリアのベネチアでは、宮島と同様に入島税を徴収しており、観光客の混雑を緩和している。また、島内には水上バスがあるが、観光客で混雑しているため、地元住民と観光客で改札を分け、更に運賃に価格差を設けている。各地の事例を参考に宮島島内の移動手段のあり方を検討してほしい。

会長：委員の言われたように、乗り場を分ける、運賃設定を工夫するなど事例を踏まえて、宮島島内の移動手段についても検討いただければと思う。

事務局：宮島においても、観光客が増加し地域住民が公共交通を利用しづらい状況が発生している。まずは、第一歩としてメイプルライナーの運賃改定やダイヤ改正を検討したいと考えている。また、調査結果をもとに公共ライドシェア等の移動手段を含め、宮島地域の実情にあった移動手段を検討してまいりたい。

委員：メイプルライナーに地域住民と観光客を同時に乗車させていることが問題であり、メイプルライナーは住民のために運行していると考えている。法律上、住民と観光客を区別して運行することが難しいことは理解しているが、できる限り現行制度の中で利用者を分ける工夫をしてほしい。宮島カープタクシーには島内の移動手段を確保して頂いており感謝しているが、もう一歩住民の目線に立った運行の協力をお願いしたい。

会長：メイプルタクシーは住民にとって重要な移動手段となっている。各委員から頂いた意見を十分に踏まえ、今後の運行見直し内容を検討していただきたい。

会長：その他、質疑・意見等はないか。

委員：意見なし。

会長：ご意見ないので報告第2号の内容は以上とする。

(3)報告第3号：佐伯さくらバス浅原線の運行時刻の変更について

《質疑応答・意見》

会長：質疑・意見等はないか。

委員：意見なし。

4 閉会